申告と相談は

東村山税務署へ

東村山市本町 1 - 20 - 22

☎042・394・6811(代)

の支払いを受けている方 所 金の利子や不動産の賃貸料等

りました。

税務署に提出できるようにな ナー」で作成した申告書が、

産の贈与を受けた方で年間1

- 0万円を超える方

預貯金、株式、不動産等の財

15年中に、個人から現金、

得税の確定申告作成コー

国税庁ホームページの「所

役員等で、 その法人から貸付

力円を超える方 同族会社の

給与以外の所得が20

確定申告書が作成できます

インター ネットで

を確認 (画面の指示

正しく印刷できたか

にしたがって確認)

贈与税の申告が必要な方

〒189 - 8555

確定申告の無料相談(税理士会)

会 場	日 程	受 付 時 間
市役所 7階701会議室	2月16日(月)から 2月20日(金)まで	午前9時半~11時半午後1時半~3時半

簡易な申告書(譲渡、相続、贈与を除く)の作成指導と相談。 筆記用具、計算機等をご持参ください

提出はお早めに

た金額を基礎として計算した

年の中途で退職したため年末 受けることができる方、また、

申

告

が 必 都 から所得控除額を差し引い

15年中の各種所得の合計

書の受け付けが始まります

祖成郑野晋で、市·郜县郑庄市役所で 受的期間は2月16日(月)~3月15日(月) TOD)

所得税と市・都民税 申告の際のご注意

申告書をすべて記載でき、申告書を 郵送する方で「控え」が必要な場合は、

税務署や市役所では、申告書の書き 方が分からない方や疑問等がある方 書き方のアドバイスを行っています (所得税の確定申告書について、市役 利用ください。ご来場の際は、あら 除欄等、分かるところは記載して、 筆記具・計算機をご持参ください。 税務署と市役所は土曜・日曜日はお 休みです。ただし、2月22日(日)と29日 (日)は、東村山税務署で確定申告書作成 のアドバイスと申告書の受け付けを行 います。

「控え」をボールペンか万年筆で記載 の上、切手をはった返信用の封筒を 同封してください。 に対して「申告書作成会場」を設け、

所では簡易なもののみ)。お気軽にご かじめ申告書の住所・氏名・扶養控

申告センター」 でも受け付け

を超える方 給与を2カ所以 上から受けている方で、従た 次のいずれかに該当する方。 (2)給与所得のある方で、 給与の年収が2000万円

申告センター」 でも還付申告は「広域還付

整にかかる住宅借入金等特別 税額が、配当控除額、 控除額および定率減税額の合 一額より多い方 年末調 す。 の還付を受けるための確定申 告書を提出することができま かった方等は、源泉徴収税額 調整を受けることができな

還付申告は次の「広域還付

次のいずれかに該当する方。 払報告書の提出がない方 給 与を2カ所以上から受けてい 人のあった方 (2) 給与所得者の方でも、 勤務先から市役所へ給与支

内に住所があり、

旨を記入し提出してください 同居の方の扶養になってい

資料になります。 より、非課税証明書発行等の 申告の必要がない方 申告書を提出することに

市・都民税の申告会場

会	場	日	程	受	付	時	間
市役所 2階204・205	会議室	2月16日(/ 3月15日(/	月 から 月 ま で	午前 8 午後 1	時半 時~	~11l 5 時	時半、

土曜・日曜日はお休みです。なお、車での来場はご遠慮く ださい

各出張所にも用意してありま い場合は、課税課市民税係へ したが、該当する方で届かな こ連絡ください。 申告書は あると思われる方に郵送しま が 申告書は、申告する必要が 届 都民税の申告書 かない方

月10日の午前10時から、 行政手続相談 3 に電話予約を受け付け。

、協議会) 水曜日を除い (東久留米市社会福祉。 電話なんでも相談

市役所2階相談室。

く平日の午

T

遺言

成年後見

午前8時半から先着順

【悩みごと】

故相談員。2月19日の当=弁護士、都交通事

の所得がなく、

勤務先から市

台書を税務署に提出した方 する方でも、所得税の確定申 万」の (1)~ (3) に該当

(1)前記の「申告が必要な

(2)給与所得者で給与以外

役所へ給与支払報告書を提出

申告と相談は

地・建物等やゴルフ会員権お

不動産所得などがある方、土

でも受け付けています。

還付申告は、2月15日以前

(1)事業を営んでいる方、

申

告

が

な 確

方 定

申告をされる方へ サラリーマンで還付

税 必

の 要

> を受ける給与等のある方等 勤務する方および国外で支払 豕事使用人、在日外国公館に 得税の源泉徴収が行われない

よび株式等を譲渡した方など

療費控除、寄付金控除、住宅

給与所得者で雑損控除、

医

借入金等特別控除等の適用を

市役所課税課 市民税係 市役所 2階 〉 (内線2333~2337)

得があった方(所得税では、

(4)15年中から継続して

申告会場」でお受けできる

上表の「市・都民税の

(1)提出のみの方=内

年金、

配当などの所

給与所得者で給与以外の所得

方給与のほかに地代、家賃、

同居の方の扶養になっている

(3)給与所得者の妻等で、

お

願

L١

- 月1日現在就職していない

15年中に退職し、

16 年

済みの方

(1)16年1月1日現在、市 民 要な 前年中に収 税 方 の 内に居住していないが、 をする必要があります) **傩定申告をする必要がありま** か20万円以下の方については に事務所や家屋敷を有する方 (3)16年1月1日現在、市 市・都民税では申告

なかった方も、申告書裏面の 失業・学生等の理由で収入の 収入のなかった方へ」にその なかった方も申告を 前年中に収入 前年(15年)中に、病気・ の

療費等の各控除を受ける場合 生命保険料・損害保険料・医 の分かる書類 生活保護を受けている方 申告に必要なもの 前年中に支払った証明書 前年中の収入金額 源泉徴収票・収入 社会保険料· 収入の方 前記 かりするだけのもの 容が記入されていて、 確定申告は、次のものに限

(2)簡易な申告の方= 給与や公的年金のみの

に該当

市・都民税の申告では、所 得税の還付は受けられま 除のある方 せん。還付になる方は税務 し、医療費控除や寄付金控 市役所で受け付ける

から先着順に電話予約 担当= 人権擁護委員。 に電話予約を受け付け。 午前8時半から先着順 = 税理士。3月5日の 3月9日の午前8時半 3月17日の午後1時か に電話予約を受け 市役所2階相談室。 (権身の上相談

当 市役所2階相談室。担17日の午後1時から、 時半から先着順に電話 3月12日の午前8 不動産相談

税・国民年金で前年中に支

障害者の方は

障害者手帳または証明書

印

約を受け付

ど。担当= 消費生活相訪問販売による被害な時半、市民生活館1階 4505七回 の午前9時半~午後4 談員。電話相談☎ 【消費者】 消費者相談

月25日の午後1時から、

交通事故相談 2

中役所2階相談室。 担

会場へ。ワーク三鷹職員。 職業相談 平日

電話相談も可。 午前10時~午後5時。 毎週月曜日~金曜日の 仕 T 75 8 9 0 9

料 談

日の午後1時から、市税務相談 3月10

後5時。電話相談も可生曜日の午前10時~午1曜日の年前10時~午667=毎週火曜日~

物の新・増・改築の登市役所2階相談室。建月3日の午後1時から、 午前8時半から先着順 に電話予約を受け付け。 **凐調査士。2月24日の** むなど。 担当 = 土地家 表示登記相談 3 わせを。

(15mm - 15mm 【子ども】

にご注意を 光着順に電話予約を受

住宅取得資金の贈与の特例」 なお、「配偶者控除の特例」・ はい うっかり納期限を忘れること できます。手数がかからず、 「にせ税理士」

は広

報

課

きなど。

3月4日の午前895。担当= 行政書

日(月)~3月15日(月)です。所得税の確定申告は

付けが始まります。窓口での受付期間は、2月16

後5時です。

今年も、所得税と市民税・都民税の申告の受け

ます。受付時間はいずれも午

(利用する時のポイント)

カラー プリンタ

前9時~正午と午後1時~午

申告は郵送でもお受けしますので、ご利用くださ 税務署で、市・都民税の申告は市役所で行います。

所得との合計額が20万円を超

27日 (金)

コーナー = 2月19日 (木)~

て確認)

印刷後に

(画面の指示に従っ

国税庁ホームペー

http://www.nta.go.jp

リンタの設定を確認

新宿駅西口広場イベント

(月)~13日(金)

東京駅日本橋口= 2月2

はA4普通紙で

プ

を使用 印刷する紙

なっていますので、正規の税

理士に依頼しましょう。

ら振り替えで納税することが

口座 (郵便貯金も利用可)か

関の預貯金

と、金融機

利用します この制度を ない場合でも申告が必要とな の適用を受ける方は納税額が 消費税の納税には、口座振替 か便利です。 納税は便利な口座振替で 申告所得税や個人事業者の

談等は、税理士の登録を行っ 理・税務書類の作成・税務相 または税務署に、「預貯金口座 もなくなり大変便利です。 たに口座振替を希望される場 振替依頼書」を提出してくだ 旨は、預貯金先の金融機関等 納税者の依頼による税務代

ていない人はできないことに

70・7777 (代) 専 予判的

半から、 も2月26日の午前8時 担当= 司法書士。 2月寺の所有権移転など。 位所 2 階相談室。 日の午後1時から、 担当= 弁護士。 丁約を受け付け。 |日の午前8時半から 市役所2階相談室。 10日の午前10時か 法律相談 先着順に電話 3 月 3 いずれ 市

す。詳しくはお問い合4727を行っていま 者相談(20·5320· 7733やヤミ金被害 政相談☎3·5320·

東京都でも、交通事

務士。2月19日の午前2時代険・人事管理等相談のよい、市役所2階相談がら、市役所2階相談がら、市役所2階相談の場合のでは、10円の上前2日の上前2日の上前2日のでは、10円の上が、10 予約を受け付 時半から先着順に電話 8時半から先着順に電 話予約を受け付け 年金・労災・失業

東久留米市の行政相談委員…新藤智子氏(浅間町三丁目、5722・2286) 栄田征子氏(本町二丁目、5771・2416) 當麻好雄氏(東本町、☎73・7430)